

組合員等から暴力等を受けた被扶養者の認定取消について

被扶養者から外れる手続きについては、組合員からの届出に基づいて行われるものですが、組合員等から暴力を受けた被扶養者が被扶養者から外れる場合は、組合員から届出がなされなくとも、被害者からの証明書（別添1）及び申出書（別添2）を提出し、必要な手続きを行うことで被扶養者から外れることができます。

なお、手続きについては、別添のQ&Aを参照のうえ、共済組合へ提出してください。

令和 年 月 日

証 明 書

下記の者については、組合員等からの暴力等を理由として保護したことを証明する。

証明対象者氏名

証明対象者生年月日

令和 年 月 日

所 在 地 (※1)

証明機関名称及び代表者氏名 (※1)

電 話 番 号

なお、公的機関以外の民間の保護施設（児童家庭支援センター、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、民間シェルター等）において保護されている場合には、以下にその保護施設名を記載すること。

所 在 地 (※1)

保護施設名称及び代表者氏名 (※1)

電 話 番 号

※1 所在地及び代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

(その他)

- 1 証明書欄は証明機関が記入すること。
- 2 この証明書は、組合員等からの暴力等を理由として保護した者に対して児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関が発行するものであり、共済組合に被扶養者認定を外す等の申請を行う際にはこの証明書を添付すること。
- 3 証明対象者氏名欄及び証明対象者生年月日欄には、申請者及び同伴者の複数人について記載することが可能であること。
- 4 共済組合においては、証明書に記載されている保護機関や証明書を発行した婦人相談所等の名称等の取扱いについて、十分配慮すること。

令和 年 月 日

被扶養者から外れる旨の申出書

共済組合理事長 殿申請者

私は組合員_____の被扶養者として認定を受けていますが、組合員等からの暴力等を理由に、次に記載した全ての者が現在、別に居住し、組合員と生計維持関係がないため、暴力等を理由とする保護に係る「証明書」を添付のうえ、被扶養者から外れる旨の申出をします。

なお、申出書の内容は、事実に相違ないことをあわせて申出をします。

1 (申請者)	(フリガナ) 氏名(※1)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	組合員からの金銭受領の有無(※2)	無 有(月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有(月 万円程度)
	組合員等記号・番号 (枝番除く)	記号: 番号:
2	(フリガナ) 同伴者氏名(※3)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	組合員からの金銭受領の有無(※2)	無 有(月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有(月 万円程度)
	組合員等記号・番号 (枝番除く)	記号: 番号:
3	(フリガナ) 同伴者氏名(※3)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	組合員からの金銭受領の有無(※2)	無 有(月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有(月 万円程度)
	組合員等記号・番号 (枝番除く)	記号: 番号:

※1 組合員等からの暴力等を理由として保護された者の氏名を記入すること。

「保護された者」には、「児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関（以下、婦人相談所等という。）において、来所相談を受けた者」も含むこと。

※2 組合員からの金銭受領の有無は、組合員から口座に振り込まれた金銭等を生活費に充てているか否かという事実関係により判断すること。

※3 保護された者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること（同伴者が3人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。）。

なお、同伴児のみが被扶養者になっている場合にも、この様式により申出を行うこと。

組合員情報

組合員の住所	
組合員等記号・番号 (枝番除く) (※4)	記号 : 番号 :
組合員氏名	
組合員生年月日	大・昭・平 年 月 日
組合員の勤務する事業所 又は船舶所有者名	

※4 不明である場合には空欄にすること。

申請者連絡先 (※5)

居住地	
普段連絡が取れる連絡先	

※5 被扶養者認定に関する事務が終了した場合等の連絡先（関係機関や代理人の名称、電話番号も可）を記入すること。

なお、婦人相談所等によって保護された者が被扶養者から外れた旨の通知の郵送を希望する場合は、宛先（関係機関や代理人の住所も可）を記入すること。

(参考) 組合員等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等に係る Q & A

Q 1 被扶養者が添付する証明書は自治体等が独自に組合員からの暴力等を理由として保護した旨を記載した証明書でも良いか。

A 1 被害者の保護のための措置に関して自治体等が独自で発行する証明書も被扶養者から脱退する際の判断に使用して差し支えない。

Q 2 被害者の同伴児のみが被扶養者となっている場合において、被害者本人を保護した旨の証明書をもって、同伴児を被扶養者から外す申出を行うことは可能か。

A 2 可能である。この場合、親権者の立場として被害者が同伴児の氏名で申出を行うこととなる。

Q 3 被害者の定義を変更した理由について。

A 3 これまで配偶者からの暴力を受けた被扶養者について取扱いを示してきたが、組合員等からの暴力を受ける被扶養者は配偶者に限らないことから、今回の通知において対象となる被扶養者の範囲を拡大したものである。

Q 4 事務手続きを変更（別添2を追加）した理由について。

A 4 暴力を受けた配偶者を被扶養者から外したことを争った裁判において、保険者が生計維持関係を確認しなかったことにより、被扶養者から外すことが認められず、保険者が敗訴した事例があることから、今回の通知において生計維持関係を確認する取扱いとしている。

Q 5 別添2では、組合員からの金銭受領の有無は無となっているにも関わらず、組合員から反証を示す書類として、被害者に金銭を振り込んだ証明（振込通知書）が提出された場合、生計維持関係の有無の判断をどのように行えばよいか。

A 5 別添2の申出内容と異なる反証書類の提出があった場合は、被害者へ事実確認を行った上で判断されたい。